

都留市マタニティタクシー

このとりチケットのご案内



助成対象者

市内に住民票を有する妊産婦

助成内容

妊産婦さんが、出産及び退院時の交通手段として
タクシーを利用した場合に、その利用料金を助成します。

助成回数：入院時及び退院時の2回

助成機会：タクシー利用料金＝上限1万5千円

(乗車料金が1万5千円を超えた分は利用者負担になります。)

助成方法

- ・このとりチケットを使用した場合

乗車時に助成されます

- ・このとりチケットを使用しなかった場合

償還払いとなります

このとりチケットの取得方法

チケットを取得するためには、出産予定日の前日

までに申請する必要があります。



この事業は、安心して
出産することができる環境
づくりの推進を目的とし、
出産のためのタクシー利用料金
を助成します！

申請時に必要なもの

母子健康手帳

申し込み＆お問い合わせ

都留市健康子育て課

子育てほっとステーション

つるね子育て いきいきプラザ都留内 ☎ 0554-46-5113



指定業者のタクシーを利用した場合

当市指定のタクシー業者を利用した場合は、本事業による
利用であることを伝え、このとりチケットを運転手さん
にお渡しください。

タクシー料金が助成されます。(上限1万5千円)

指定業者一覧

◆富士急山梨ハイヤー(株) ● 6:00~23:00
0554-43-2800 または 0120-889-229

◆第一交通グループ ●24時間
(運行地域:都留市~甲府市、甲斐市、笛吹市方面)

0120-270-152 ママサポートタクシー専用
※富士・東部地域内(都留市~富士吉田方面)
運行は無し

◆YK(ワイケイ)タクシー甲斐営業所
055-267-0088

◆花輪タクシー
055-273-3232

指定業者以外のタクシー業者を利用した場合

タクシー料金をお支払い頂き、利用日から2カ月以内に
償還払いの申請をしてください。(郵送可能)

指定業者以外のタクシー業者を利用した 場合の申請に必要なもの

- ・利用したタクシー業者が発行する領収書
- ・未使用のこのとりチケット
- ・母子健康手帳の写し(健診結果のページ)
- ・本人名義の口座のわかるもの
- ・印鑑